

「住民の生活を侵害する不正行為」

日本のODAによる港湾拡張工事

比公社に820万円賠償命令

比控訴裁

001025 M

【ニラ4日ニラ田信】日本の政府開発援助(ODA)に活用する計画。日本政府は約58億円の田借款を決め、海外経済協力基金(国際協力銀行)が1991年、比政府と融資契約を締結し、韓国企業が工期工事を受注した。

これに対し、事業対象地に住む約1500世帯のうち約600世帯が立ち退きに抵抗。比政府は94年6月、警察を動員し住民の強制排除に踏み切ったが、衝突で約10人の死傷者が出たため、日本政府が一時、融資を凍結。騒ぎが収まった12月に凍結を解除した。

住民が事業主体の公社を相手取り、損害賠償を求めたのに対し、公社側は「住民は違法占拠者だった」と反論。96年4月の地裁判決では住民が勝訴し、公社が控訴していた。

控訴裁判決は先月18日に出来た。「住民の多くは戦前から居住していた」と居住権を認定。強制排除について「住民の生活を侵害する不正行為であり、住民は受けた損害を賠償されなければならない」と結論づけ、

家屋や資金補償の支払いを公社に命じた。

公社は最高裁に上告する方針。

国際協力銀行報道課の話によると、ODAには「事業主体(港湾公社)が住民移転の責任を持つ」という項目がある。公社側から「住民のための移転用地を2カ所確保、整備していき」と回答を拒んだこともあり、融資凍結を解除した。控訴審の内容を把握していないので、判決へのコメントを避けた。

判決を命じた判決を下していたことが4日、分かった。判決は拡張事業が住民の生活を破壊の上で実施されたこと認定しており、日本の開発援助のあり方が改めて問われる。

事業は、ODAの商約100%のバンガス港を約